

セゾンカード規約／個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項一部改定 のお知らせ

2020年1月13日をもってセゾンカード規約及び個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項を改定いたしますのでご案内いたします。規約及び同意条項の主な改定箇所は以下のとおりです。

■セゾンカード規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第1条 (カードの発行)</p> <p>(1) 本規約を承認し、セゾンカード（以下「カード」という）利用の申込みをされ、株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）が、カード利用を認めた方（以下「本会員」という）にカードを発行します。</p> <p>(2) 本会員が予め指定したご家族のうち、本会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことを承認の上当社に入会の申込みをされ、当社がご利用を認めた方（以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」という）に家族カードを発行いたします。本会員は、家族会員に本規約を遵守させる義務を負うものとします。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第1条 (カードの発行)</p> <p>(1) 本規約を承認してセゾンカード（以下「カード」という）利用の申込みをされた方であって、株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）がカード利用を承諾した方（以下「本会員」という）に対し、当社は、カードを発行します。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。</p> <p>(2) 当社は、本会員が予め指定したご家族のうち、本会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことを承認の上当社に家族カード利用の申込みをされ、当社がご利用を承諾した方（以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」という）に家族カードを発行いたします。本会員は、家族会員に本規約を遵守させる義務を負うものとします。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>
<p>第2条 (カードの貸与)</p> <p>(1) カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード表面（4桁）又はカード裏面（3桁）に印字される数値をいう）等（以下総称して「カード情報」という）が表示されています。カードの所有権は当社にあり、当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は当社が指定の上会員が利用できるようにしたものです。会員は善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を管理し、利用するものとします。なお、当社は、当社が必要と認めるときは、カードを無効化の上カードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>(2) カード及びカード情報の利用は会員に限定され、カードを貸したり、預託したり、譲り渡したり、質入その他の担保利用などをしたりすることはできません。また、カード情報を会員以外に使用させたり提供したりすることもできません。カード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は本会員の負担とします。</p> <p>(3) 会員にはカードを受け取られると同時に、カードの所定欄に署名していただきます。</p> <p>(4) 会員が本人以外にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用されたことによる損害は、本会員のご負担となります。但し、会員が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。</p>	<p>第2条 (カードの貸与)</p> <p>(1) カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード表面（4桁）又はカード裏面（3桁）に印字される数値をいう）等（以下総称して「カード情報」という）が表示されています。カードは、当社が所有権を有し、当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は、当社が指定の上会員が利用できるようにしたものです。会員は、善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を管理し、利用するものとします。また会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。なお、当社は、当社が必要と認めるときは、カードを無効化の上カードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>(2) カード及びカード情報は、会員本人に限って利用できるものであり、会員は、カードを貸与、預託、譲渡、又は質入その他の担保利用などをすることはできません。また、カード情報を会員以外の者に使用させたり提供したりすることもできません。第6条（保険及び電話サービス等にかかる代金等のお支払）(1)その他の場合におけるカード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は、本会員の負担とします。</p> <p>(3) 会員は、カードの受取後、直ちに、カードの所定欄に署名を行います。</p> <p>(4) 会員が本人以外にカードもしくはカード情報を利用させ又はカードもしくはカード情報が他人に利用されたことによる損害は、本会員のご負担となります。ただし、カード又はカード情報の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。</p>

<p>第4条 (暗証番号)</p> <p>(1) 暗証番号は本会員に届け出ていただきます。暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けるとともに、会員は、暗証番号を本人以外に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。</p> <p>(2) 会員が、本会員又は本人以外に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は、本会員のご負担とします。但し、会員が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第4条 (暗証番号)</p> <p>(1) 会員は、カードの暗証番号を当社に届け出るものとします。暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けるとともに、会員は、暗証番号を本人以外に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。</p> <p>(2) 会員が本人以外に暗証番号を知らせ、又は暗証番号が本人以外に知られた場合、これによって生じた損害は、本会員のご負担となります。ただし、暗証番号の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>第5条 (カードのご利用)</p> <p>(1) 当社の指定する店舗・施設・売場等 (以下「店舗」という) で、カードを提示し、伝票等に署名することにより、商品・権利の購入又はサービスの提供 (商品・権利・サービスを以下「商品等」という) を受けることができます (以下「商品購入」という)。但し、一部カードのご利用ができない商品等もあります。なお、当社が店舗へ立替払いをすること、及び商品等の購入を取り消し代金精算される際は当社の定める方法でお手続きいただくことを、予め承認いただきます。</p> <p>(2) (1) の規定にかかわらず、当社の指定する店舗においては、立替払いではなく、当社が商品購入代金債権を譲り受けることを予め承諾いただきます。但し、取り消しについては、(1) を適用いたします。</p> <p>(3) 当社が認める店舗又は商品等については、(1) に定める伝票等への署名を省略すること、もしくは伝票等への署名に代えて暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び伝票等への署名に代えて暗証番号、カード情報のいずれか又は両方を入力する方法等により、商品購入できるものとします。</p> <p>(4) カードのご利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社にカード利用に関する確認を行います。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りする場合があります。会員は、換金又は違法な取引を目的とするカードのご利用はできません。また、流通する紙幣・貨幣 (記念通貨を除く。) の購入を目的とするカードのご利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があります。</p> <p>(5) カードのご利用可能枠は、本会員からのご利用希望枠を参考に当社が決定した額までとします。但し、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には変更し、又はご利用を停止いたします。また、当社が認めた場合を除き、ご利用可能枠を超えたご利用はできません。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>第5条 (カードのご利用)</p> <p>(1) 会員は、当社の指定する店舗・施設・売場等 (以下「店舗」という) で、カードを提示するとともに、暗証番号を入力すること又は伝票等に署名することにより、商品・権利の購入又はサービスの提供 (商品・権利・サービスを以下「商品等」という) を受けることができます (以下「商品購入」という)。ただし、一部カードのご利用ができない商品等もあります。なお、会員は、当社に対し、店舗への立替払いを委任し、商品等の購入を取り消し代金精算される際には当社の定める方法でお手続きいただくことを予め承認いただきます。</p> <p>(2) (1) の規定にかかわらず、当社の指定する店舗においては、立替払いではなく、当社が商品購入代金債権を譲り受けることを予め承諾いただきます。ただし、取消しについては、(1) を適用いたします。なお、会員は、第 11 条 (1) に該当する場合を除いて、カード利用により生じた商品購入代金債権について、店舗に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承認するものとします。</p> <p>(3) 当社が認める店舗又は商品等については、(1) に定める暗証番号の入力もしくは伝票等への署名を省略すること、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等により、商品購入できるものとします。</p> <p>(4) カードのご利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社にカード利用に関する確認を行います。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りする場合があります。会員は、換金又は違法な取引を目的とするカードのご利用はできません。また、現在、通用力を有する紙幣・貨幣 (記念通貨を除く。) の購入を目的とするカードのご利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があります。</p> <p>(5) カードのご利用可能枠は、本会員からのご利用希望枠を参考に当社が決定した額までとします。ただし、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には変更し、又はご利用を停止いたします。また、当社が認めた場合を除き、ご利用可能枠を超えたご利用はできません。なお、会員は、ご利用可能枠を超えたご利用について、第 7 条 (2) ② に定める 1 回払いを指定したものと同等に取り扱われることを承認します。</p> <p>(6) (略)</p>
<p>第7条 (弁済金等の支払方法等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>① リボルビング払いー利用算定日における利用締切日 が到来したリボルビング払いの商品購入代金の残高 (以下「リボ算定日残高」という) を基礎として、本会員が予め選択した、末尾「月々のお支払額算出表」記載の標準コースもしくは長期コースに定める金額又は本会員が定額コースを選択の上 1 万円単位で予め指定した金額 (以下「弁済金」という) をお支払い</p>	<p>第7条 (弁済金等の支払方法等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>① リボルビング払いー利用算定日における利用締切日 までにご利用されたリボルビング払いの商品購入代金の残高 (以下「リボ算定日残高」という) を基礎として、本会員が予め選択した、末尾「月々のお支払額算出表」記載の標準コースもしくは長期コースに定める金額又は本会員が定額コースを選択の上 5 千円単位で予め指定した金額 (以下「弁済金」という) をお</p>

いただく方法です。弁済金には、各コースともに当社所定の手数料を含みます。手数料の実質年率は、カード送付時の書面で通知します。手数料は毎月のリボ算定日残高に対し当月 5 日から翌月 4 日までの日割計算とします。但し、初回手数料は、利用算定日の翌日から翌月 4 日までを日割計算します。なお、当社所定の方法によりお支払日前のお支払いも可能です。この場合の手数料は、利用算定日の翌日又は前回お支払いされた日の翌日からの日割計算によります。

②～⑤

(略)

(新規に規定)

⑥支払方法の変更 - 支払方法変更の申し出があり、当社が認めた場合には、1 回払い分、ボーナス一括払い分及び 2 回払い分をリボルビング払いに変更できます。この場合、1 回払い分は、カード利用時点でリボルビング払いの指定があったものとします。ボーナス一括払い分は、変更後最初に到来する利用算定日（但し、利用算定日当日に変更した場合は当該利用算定日とし、変更日からボーナス一括払いのお支払日までに利用算定日がない場合は、直前の利用算定日とします。）の対象となる利用締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。

また 2 回払い分は、1 回目の支払い分に相当する利用算定日以前にお申し出があった場合は、カード利用時点でリボルビング払いの指定があったものとし、当該利用算定日より後にお申し出があった場合は、各回の支払金額について、各回のお支払日の直前の利用締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。

⑦支払方法の自動変更サービス - 当社の定める方法でお申し出いただくことにより、全ての商品購入代金の支払方法をリボルビング払いへ変更できます。

支払いいただく方法です。弁済金には、各コースともに当社所定のリボ手数料を含みます。リボ手数料の実質年率は、カード送付時の書面で通知します。リボ手数料は毎月のリボ算定日残高に対し当月 5 日から翌月 4 日までの日割計算とします。ただし、初回リボ手数料は、利用締切日の翌日から翌月 4 日までを日割計算します。なお、当社所定の方法によるお支払日前のお支払も可能です。この場合のリボ手数料は、利用締切日の翌日又は前回お支払いされた日の翌日からの日割計算によります。また、定額コースを選択の場合で、月々の手数料が本会員の指定された金額を超えるときは、当月の手数料を超えるまで、ご指定の金額に 1 万円単位で加算した金額が当月のお支払額となります。

②～⑤

(略)

⑥支払方法の変更 (スキップ払い、支払回数・2～6 回、スキップ指定月以外は手数料のみのお支払) - 支払方法変更の申出があり、当社が認めた場合には、1 回払いのご利用分について当初のお支払日 (以下「当初お支払日」という) が属する月から 6 ヶ月後の月までのうち会員が指定した月 (以下「スキップ指定月」という) のお支払日 (以下「スキップお支払日」という) に一括してお支払することができます。なお、会員は一度指定したスキップ指定月を再度変更することはできません。会員にはスキップ払いに変更した商品購入代金に対し当初お支払日が属する月の 5 日からスキップお支払日が属する月の 4 日までの手数料をお支払いいただきます。手数料は、毎月 5 日 (初回は当初お支払日が属する月の 5 日) から翌月 4 日までの期間について、日割計算したものを翌々月のお支払日にお支払いいただきます。なお、当社所定の方法によるお支払日前のお支払も可能です。

⑦支払方法の変更 (リボルビング払い) - 支払方法変更の申出があり、当社が認めた場合には、1 回払い分、ボーナス一括払い分、2 回払い分及びスキップ払い分をリボルビング払いに変更できます。この場合、1 回払い分からの変更のときは、カード利用時点でリボルビング払いの利用があったものとみなします。ボーナス一括払い分からの変更のときは、変更後最初に到来する利用算定日 (ただし、利用算定日当日に変更した場合は当該利用算定日とし、変更日からボーナス一括払いのお支払日までに利用算定日がない場合は、直前の利用算定日とします。) の対象となる利用締切日にリボルビング払いの利用があったものとみなします。2 回払い分からの変更のときは、1 回目の支払分に相当する利用算定日以前にお申し出があった場合は、カード利用時点でリボルビング払いの利用があったものとみなし、当該利用算定日より後にお申し出があった場合は、各回の支払金額について、各回のお支払日の直前の利用締切日にリボルビング払いの利用があったものとみなします。また、スキップ払いからの変更のときは、変更の直前の利用締切日 (ただし、事務上の都合により変更後最初に到来する利用締切日となる場合があります。なお、利用締切日当日に変更した場合は、当該利用締切日とします。) にリボルビング払いの利用があったものとみなし、スキップ払いに係る手数料は、リボルビング払いの利用があったものとみなされる利用締切日の直前の 4 日まで発生します。

⑧支払方法の自動変更サービス - 当社の定める方法でお申し出があり、当社が認めた場合には、以後、全ての商品購入代金の支払方法をリボルビング払いへ変更できます。ただし、以下に該当する場合は、この限り

<p>(3) (2) ①の弁済金、②の1回払いによりお支払いいただく金額、及び③から⑥によって各回ごとにお支払いいただく金額(以下「分割支払金」といい、毎月の支払金額の総称を「弁済金等」という)は予めご利用明細書で通知します。本会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとし、残高その他ご利用明細書に記載の内容については、当該通知受取り後20日以内に、本会員から特にお申し出のない場合は承認されたものとし、</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>ではありません。</p> <p>(イ) リボルビング払いに変更する時点でショッピングサービスのご利用可能枠を超過していた場合。</p> <p>(ロ) 当社がリボルビング払いの取扱を不適当と認められた店舗・商品等での利用の場合。</p> <p>(3) (2) ①の弁済金(⑦による変更後の弁済金を含む)、②の1回払いによりお支払いいただく金額、及び③から⑥によって各回ごとにお支払いいただく金額(以下「分割支払金」といい、毎月の支払金額の総称を「弁済金等」という)は予めご利用明細書で郵送又は電磁的方法により通知します。本会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとし、残高その他ご利用明細書に記載の内容については、当該通知受取り後20日以内に、本会員から特にお申し出のない場合は承認されたものとし、</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>
<p>第8条(遅延損害金)</p> <p>(1) 弁済金等のお支払いを遅滞した場合は当該金額(第7条(弁済金等の支払方法等)(2)①の手数料を除きます。)に対し、お支払日の翌日から完済に至るまで、年14.6%で計算した遅延損害金をいただきます。但し、分割支払金については、当該分割支払金の残金全額に対し年6.0%で計算した額を超えないものとし、</p> <p>(2) 第20条(期限の利益喪失)に該当した場合は期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、1回払い及びリボルビング払いによる商品購入代金については残債務の全額に対し年14.6%、分割支払金の残金全額については年6.0%で計算した遅延損害金をいただきます。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第8条(遅延損害金)</p> <p>(1) 弁済金等のお支払を遅滞した場合は当該金額(第7条(弁済金等の支払方法等)(2)①、⑥の手数料を除きます。)に対し、お支払日の翌日から完済に至るまで、年14.6%で計算した遅延損害金をいただきます。ただし、分割支払金に対する遅延損害金は、当該分割支払金の残金全額に対し法定利率により計算した額を超えないものとし、</p> <p>(2) 第20条(期限の利益喪失)に該当した場合は、期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、1回払い及びリボルビング払いによる商品購入代金については残債務の全額に対し年14.6%の割合で、分割支払金の残金全額については法定利率により計算した遅延損害金をいただきます。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>第13条(融資金の支払方法等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>①リボルビング方式-本会員が予め選択した以下の標準コース又は長期コースによりお支払いいただく方法です(長期コースは、当社が認めた場合に限り選択可能です)。</p> <p>○標準コース-毎月のお支払日に、融資金等を1万円ずつ(1万円未満の場合は全額)お支払いいただく方法です。但し、融資金算定日における融資金締切日が到来したリボルビング方式の融資金残高(以下「融資金リボ残高」という)が20万円を超えた場合は支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額します。 (新規に規定)</p> <p>○長期コース-毎月のお支払日に、融資金等を4千円ずつ(4千円未満の場合は全額)お支払いいただく方法です。但し、融資金リボ残高が10万円を超えた場合は支払金額を2千円増額し、これに加え5万円</p>	<p>第13条(融資金の支払方法等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>①リボルビング方式-本会員が予め選択した以下の標準コース、ゆとりコース又は長期コースによりお支払いいただく方法です(長期コースは、当社が認めた場合に限り選択可能です)。なお、利息が末尾「キャッシングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表」に定める金額を超えるときは、利息を超えるまで、当該金額に1千円単位で加算した金額がお支払額となります。ただし、加算する金額の上限は5千円までとします。</p> <p>○標準コース-毎月のお支払日に、融資金等を1万円ずつ(1万円未満の場合は全額)お支払いいただく方法です。ただし、融資金算定日における融資金締切日が到来したリボルビング方式の融資金残高(以下「融資金リボ残高」という)が20万円を超えた場合は支払金額を5千円増額し、以降融資金リボ残高が10万円増す毎に支払金額を5千円ずつ増額します。</p> <p>○ゆとりコース-毎月のお支払日に、融資金等を4千円(融資金リボ残高が、4千円未満の場合は全額、30万円を超える場合は1万1千円)ずつお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が10万円増す毎に支払金額を4千円ずつ(融資金リボ残高が、30万円を超える場合は、10万円増す毎に3千円ずつ)増額します。なお、ゆとりコースについては、新たなカード利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。</p> <p>○長期コース-毎月のお支払日に、融資金等を4千円ずつ(4千円未満の場合は全額)お支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が10万円を超えた場合は支払金額を2千円増額し、以降融資金リボ残高が5</p>

<p>を超える毎に2千円ずつ増額します。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>万円増す毎に支払金額を2千円ずつ増額します。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p>
<p>第18条 (お届け事項の変更等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社が本会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。但し、やむを得ない事情により(1)の変更手続きをとれなかった場合を除きます。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第18条 (お届け事項の変更等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社が本会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情により(1)の変更手続きをとれなかったと当社が認めた場合を除きます。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>第19条 (本規約の変更等)</p> <p>当社は本規約の一部又は全てを変更する場合は、当社ホームページ (http://www.saisoncard.co.jp/) での告知その他当社所定の方法により本会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、内容を承認いただいたものとみなします。</p>	<p>第19条 (本規約の変更等)</p> <p>(1) 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページ (https://www.saisoncard.co.jp/) において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で本会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第2号に該当する場合には、当社は、定められた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うものとします。</p> <p>①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。</p> <p>②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき</p> <p>(2) 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ (https://www.saisoncard.co.jp/) において告知する方法又は本会員に通知する方法その他当社所定の方法により本会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、本会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。</p>
<p>第20条 (期限の利益喪失)</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>(新規に規定)</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する場合は、当社からの請求により期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。</p> <p>①(1)①から④を除き、本規約上の義務に違反し、それが重大なものであるとき。</p> <p>②③ (略)</p>	<p>第20条 (期限の利益喪失)</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧カードの破壊、分解等を行い、又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する場合は、当社からの請求により期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。</p> <p>①(1)①から④及び⑧を除き、本規約上の義務に違反し、それが重大なものであるとき。</p> <p>②③ (略)</p>
<p>第22条 (その他承諾事項等)</p> <p>(1) その他以下の事項を予め承認いただきます。</p> <p>①第7条(弁済金等の支払方法等) (2)①の手数料、第13条(融資金の支払方法等) (3)の融資金の利息並びに第8条(遅延損害金)及び第14条(遅延損害金)の遅延損害金は、年365日(うるう年は年366日)の日割計算で行うこと。</p> <p>②キャッシングサービスのご利用及び返済金のお支払いをCD・ATMで行う場合、当社所定の利用手数料(但し、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。)をご負担いただくこと。</p> <p>③本会員のご都合により第7条(弁済金等の支払方法等)、第13条(融資金の支払方法等)以外の支払方法において発生した入金費用、公租公課、又は訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格を喪失した後についても本会員にご負担いただくこと。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関</p>	<p>第22条 (その他承諾事項等)</p> <p>(1) 会員は、以下の事項を予め承認いただきます。</p> <p>①第7条(弁済金等の支払方法等) (2)①、⑥の手数料、第13条(融資金の支払方法等) (3)の融資金の利息並びに第8条(遅延損害金)及び第14条(遅延損害金)の遅延損害金は、年365日(うるう年は年366日)の日割計算で行うこと。</p> <p>②本会員のカードについて第7条(1)①の口座振替によるお支払いが連続して13ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。</p> <p>③当社が、本会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。</p> <p>④カード使用により発生する債務の返済が完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。</p> <p>⑤当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス(以下「付帯サービス」という)を利用する場合であって、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。</p>

<p>する法律に定める範囲内とします。</p> <p>④当社が本会員に対するカード債権を、必要に応じ金融機関又はその関連会社へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び譲り受けること。</p> <p>⑤当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収すること。</p> <p>⑥当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性がある判断した場合には、会員に事前に通知することなく、商品購入及びキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくはは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。</p> <p>⑦前号の場合に、当社がカードを無効化の上カードの再発行手続きをとることがあること。</p> <p>⑧当社が本会員に対し、与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、勤務先、収入等の確認を求めるとともに、本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただくことがあること。</p> <p>⑨当社が本会員に対し、与信及び与信後の管理、弁済金等又は返済金の回収のため確認が必要な場合に、本会員の自宅、携帯、勤務先その他の連絡先に電話確認を取ることがあること。</p> <p>⑩本会員のカードについて第7条(1)①の口座振替によるお支払いが連続して13ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。</p> <p>⑪前号の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。</p> <p>⑫当社が本会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。</p> <p>⑬カード使用により発生する債務の返済が完了するまでは、引続き本規約の効力が維持されること。</p> <p>⑭当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス(以下「付帯サービス」という)を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できること。</p>	<p>(2) 会員は、以下の義務を負うことを承認します。</p> <p>①第7条(3)に定めるご利用明細書について、会員が電磁的方法による通知を希望せず、当社が郵送でお送りする場合、本会員には当社所定の発行費用をご負担いただくこと。ただし、ご利用明細書が資金業法及び割賦販売法に基づき交付する書面である場合を除きます。</p> <p>②キャッシングサービスのご利用及び返済金のお支払をATMで行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。)をご負担いただくこと。</p> <p>③本会員のご都合により第7条(弁済金等の支払方法等)、第13条(融資金の支払方法等)以外の支払方法において発生した入金費用、公租公課、又は訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払に関する公正証書の作成費用は、会員資格を喪失した後についても本会員にご負担いただくこと。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</p> <p>④当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただき、また当社の求めに応じてカードをご提出いただくこと。</p> <p>⑤与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、当社の求めに応じて、勤務先、収入等を申告いただくとともに、本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただくこと。</p> <p>⑥(1)②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。</p> <p>(3) 当社は、以下の各号の行為を行うことができます。</p> <p>① 当社の本会員に対するカード債権を、必要に応じ金融機関又はその関連会社へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び譲り受けること。</p> <p>② 当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性がある判断した場合には、会員に事前に通知することなく、商品購入及びキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくはは一定期間制限し、又はお断りすること。</p> <p>③ 前号の場合に、カードを無効化するとともに、カードの再発行手続きをとること。</p> <p>④ 与信及び与信後の管理、弁済金等又は返済金の回収のため確認が必要な場合に、本会員の自宅住所、電話(携帯電話等を含む)、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ること。</p> <p>⑤ 当社が必要と認めた場合に、付帯サービスを改廃すること。</p> <p>(以下、項番繰り下げ)</p>
<p>第23条(会員資格の喪失等)</p> <p>(1) 本会員が以下のいずれかに該当した場合、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、付帯サービスの利用停止等の処置をとる場合があります。また、当社からカードの返却、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 会員のご都合でカードを解約される場合は当社所定の届出を行っていただき、カードを返却していただきます。</p>	<p>第23条(会員資格の喪失等)</p> <p>(1) 本会員が以下のいずれかに該当した場合、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、付帯サービスの利用停止等の処置をとる場合があります。また、当社からカードの返却、破棄、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 会員のご都合でカードを解約される場合は、当社所定の届出を行っていただき、カードを返却もしくはは裁断のうえ破棄していただきます。</p>
<p>第28条(弁済金等の支払方法等)</p> <p>(3) 分割払いについては、第7条(2)⑦の支払方法の自動変更サービスは適用いたしません。</p>	<p>第28条(弁済金等の支払方法等)</p> <p>(3) 分割払いについては、第7条(2)⑧の支払方法の自動変更サービスは適用いたしません。</p>

第 31 条 (融資金の支払方法等)

第 13 条 (融資金の支払方法等) (2) ①は次のとおりとします。

①リボルビング方式

○ 3 万円コース—本会員が 3 万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。但し、融資金算定日における融資金締切日が到来したリボルビング払いの融資金残高 (以下「融資金リボ残高」という) が 60 万円を超えたときは、支払金額を 5 千円増額し、これに加え 10 万円を超える毎に 5 千円ずつ増額します。

○ 5 万円コース—本会員が 5 万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。但し、融資金リボ残高が 100 万円を超えたときは、支払金額を 5 千円増額し、これに加え 10 万円を超える毎に 5 千円ずつ増額します。

○ 10 万円コース—本会員が 10 万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。但し、融資金リボ残高が 200 万円を超えたときは、支払金額を 5 千円増額し、これに加え 10 万円を超える毎に 5 千円ずつ増額します。

(新規に規定)

第 40 条 (セゾンゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード及びセゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード)

セゾンゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード及びセゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カードについては、第 13 条 (融資金の支払方法等) (2) ①は次のとおりとします。

①リボルビング方式

○ 3 万円コース—本会員が 3 万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。但し融資金算定日における融資金締切日が到来したリボルビング払いの融資金残高 (以下「融資金リボ残高」という) が 60 万円を超えたときは、支払金額を 5 千円増額し、これに加え 10 万円を超える毎に 5 千円ずつ増額します。

○ 5 万円コース—本会員が 5 万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。但し、融資金リボ残高が 100 万円を超えたときは、支払金額を 5 千円増額し、これに加え 10 万円を超える毎に 5 千円ずつ増額します。

○ 10 万円コース—本会員が 10 万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。但し、融資金リボ残高が 200 万円を超えたときは、支払金額を 5 千円増額し、これに加え 10 万円を超える毎に 5 千円ずつ増額します。

(新規に規定)

第 31 条 (融資金の支払方法等)

第 13 条 (融資金の支払方法等) (2) ①は次のとおりとします。

①リボルビング方式

○ 3 万円コース—本会員が 3 万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。ただし、融資金算定日における融資金締切日が到来したリボルビング払いの融資金残高 (以下「融資金リボ残高」という) が 60 万円を超えたときは、支払金額を 5 千円増額し、以降融資金リボ残高が 10 万円増す毎に 5 千円ずつ増額します。

○ 5 万円コース—本会員が 5 万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が 100 万円を超えたときは、支払金額を 5 千円増額し、以降融資金リボ残高が 10 万円増す毎に 5 千円ずつ増額します。

○ 10 万円コース—本会員が 10 万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が 200 万円を超えたときは、支払金額を 5 千円増額し、以降融資金リボ残高が 10 万円増す毎に 5 千円ずつ増額します。

○ゆとりコース— 毎月のお支払日に、融資金等を 4 千円 (融資金リボ残高が、4 千円未満の場合は全額、30 万円を超える場合は 1 万 1 千円) ずつお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が 10 万円増す毎に支払金額を 4 千円ずつ (融資金リボ残高が、30 万円を超える場合は、10 万円増す毎に 3 千円ずつ) 増額します。なお、ゆとりコースについては、新たなカード利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。

第 40 条 (セゾンゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード及びセゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード)

セゾンゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード及びセゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カードについては、第 13 条 (融資金の支払方法等) (2) ①は次のとおりとします。

①リボルビング方式

○ 3 万円コース—本会員が 3 万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。ただし、融資金算定日における融資金締切日が到来したリボルビング払いの融資金残高 (以下「融資金リボ残高」という) が 60 万円を超えたときは、支払金額を 5 千円増額し、以降融資金リボ残高が 10 万円増す毎に支払金額を 5 千円ずつ増額します。

○ 5 万円コース—本会員が 5 万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が 100 万円を超えたときは、支払金額を 5 千円増額し、以降融資金リボ残高が 10 万円増す毎に支払金額を 5 千円ずつ増額します。

○ 10 万円コース—本会員が 10 万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が 200 万円を超えたときは、支払金額を 5 千円増額し、以降融資金リボ残高が 10 万円増す毎に支払金額を 5 千円ずつ増額します。

○ゆとりコース— 毎月のお支払日に、融資金等を 4 千円 (融資金リボ残高が、4 千円未満の場合は全額、30 万円を超える場合は 1 万 1 千円) ずつお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が 10 万円増す毎に支払金額を 4 千円ずつ (融資金リボ残高が 30 万円を超える場合は、10 万円増す毎に 3 千円ずつ) 増額します。なお、ゆとりコースについては、新たなカード利用がないときは、前回と同

	額のお支払額となります。
<p>■ショッピングでのリボ払い月々お支払い額算出表(第7条(2)①参照)</p> <p>※末尾記載 (新規に規定)</p>	<p>■ショッピングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表(第7条(2)①参照)</p> <p>※末尾記載</p>
	■スキップ払いのお支払いについて(第7条(2)⑥参照)
<p>■キャッシングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表</p> <p>■ショッピングでのリボ払いお支払いの一例</p> <p>※末尾記載</p>	<p>■キャッシングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表</p> <p>■ショッピングでのリボ払いお支払いの一例</p> <p>※手数料率を15.0%で算出。末尾記載</p>
(新規に規定)	<p>■附則</p> <p>第1条(第7条(2)①に関する読み替え規定)</p> <p>2020年2月10日ご利用分までは、第7条(弁済金の支払方法等)(2)①を以下の規定に読み替えて適用するものとします。</p> <p>(2)会員には、ご利用の都度、以下のリボルビング払い、1回払い、ボーナス一括払い、2回払い又はボーナス2回払いのいずれかをご指定いただきます。ただし、1回払い以外のご利用は、当社が指定する店舗・商品等・期間に限ります。なお、支払方法のご指定がない場合には、1回払いとなります。</p> <p>①リボルビング払い-利用算定日における利用締切日が到来したリボルビング払いの商品購入代金の残高(以下「リボ算定日残高」という)を基礎として、本会員が予め選択した、末尾「月々のお支払額算出表」記載の標準コースもしくは長期コースに定める金額又は本会員が定額コースを選択の上1万円単位で予め指定した金額(以下「弁済金」という)をお支払いいただく方法です。弁済金には、各コースともに当社所定のリボ手数料を含みます。リボ手数料の実質年率は、カード送付時の書面で通知します。リボ手数料は毎月のリボ算定日残高に対し当月5日から翌月4日までの日割計算とします。ただし、初回リボ手数料は、利用算定日の翌日から翌月4日までを日割計算します。なお、当社所定の方法によりお支払日前のお支払いも可能です。この場合のリボ手数料は、利用算定日の翌日又は前回お支払いされた日の翌日からの日割計算によります。</p> <p>第2条(ショッピングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表)</p> <p>ショッピングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表に基づく月々のお支払額は、2020年3月ご請求分までは、新たなカードの利用がないときは、前回と同額の支払金額となります。</p>

【下線部は改定部分を示します。】

■ショッピングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表(第7条(2)①参照)

(変更前)

標準コース		長期コース	
リボ算定日残高	弁済金 (月々のお支払額)	リボ算定日残高	弁済金 (月々のお支払額)
1~100,000円	10,000円	1~60,000円	3,000円
100,001~は、 50,000円増すごと	5,000円 ずつ加算	60,001~200,000円 は、 20,000円増すごとに	1,000円 ずつ加算

に			
		200,001～400,000 円は、 25,000 円増すごとに	1,000 円 ずつ加算
		400,001～500,000 円は、 50,000 円増すごとに	1,000 円 ずつ加算
		500,001～は、 50,000 円増すごとに	2,000 円 ずつ加算

注1. 弁済金が上記の算出表の該当弁済金の額に満たない場合には、全額となります。

注2. 新たなカードの利用がないときは、前回と同額の支払金額となります。

(変更後)

標準コース		長期コース	
リボ算定日残高	弁済金 (月々のお支払額)	リボ算定日残高	弁済金 (月々のお支払額)
1～100,000 円	10,000 円	1～60,000 円	3,000 円
100,001～は、 50,000 円増すごとに	5,000 円 ずつ加算	60,001～200,000 円は、 20,000 円増すごとに	1,000 円 ずつ加算
		200,001～400,000 円は、 25,000 円増すごとに	1,000 円 ずつ加算
		400,001～500,000 円は、 50,000 円増すごとに	1,000 円 ずつ加算
		500,001～は、 50,000 円増すごとに	2,000 円 ずつ加算
定額コース			
5 千円以上 5 千円単位でご指定いただいた 金額をお支払いいただきます。			

注1. 弁済金が上記の算出表の該当弁済金の額に満たない場合には、全額となります。

注2. 定額コースをご利用の場合で、月々のリボ手数料が本会員の指定された金額を超えるときは、当月のリボ手数料を超えるまで、ご指定の金額に 1 万円単位で加算した金額が当月のお支払額となります。

■スキップ払いのお支払いについて (第7条(2)⑥参照)

(例) 2/15 現金価格 100,000 円 (税込)、3 ヶ月スキップのとき

- 分割払手数料 $100,000 \text{ 円} \times 15.00\% \div 365 \text{ 日} \times 91 \text{ 日} = 3,735 \text{ 円}$
- 支払総額 $100,000 \text{ 円} + 3,735 \text{ 円} = 103,735 \text{ 円}$
- 支払回数 3 回
- 各お支払日の分割支払金

ご購入 (現金価格)	2/15 1回払い 旅行代金 100,000円 (税込)		
お支払額(弁済金)	1,231円	101,273円	1,231円
弁済金計算期間	4/5~5/4	5/5~6/4	6/5~7/4
手数料	$100,000円 \times 15.0\% \div 365日 \times 10日$ $+ 100,000円 \times 15.0\% \div 365日 \times 20日 = 1,231円$	$100,000円 \times 15.0\% \div 365日 \times 10日$ $+ 100,000円 \times 15.0\% \div 365日 \times 21日 = 1,273円$	$100,000円 \times 15.0\% \div 365日 \times 10日$ $+ 100,000円 \times 15.0\% \div 365日 \times 20日 = 1,231円$
スキップ払い	お支払設定月(3か月)		
お支払日	6/4	7/4	8/4

※手数料に円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

■キャッシングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表

(変更前)

融資金リボ残高	セゾンカード (第13条(2)①参照)		ゴールドカードセゾン、セゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード、セゾンゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード (第31条・第40条参照)		
	長期コース	標準コース	3万円コース	5万円コース	10万円コース
1~100,000円まで	4,000円	10,000円	融資金リボ残高 600,000円までは 30,000円	融資金リボ残高 1,000,000円までは 50,000円	融資金リボ残高 2,000,000円までは 100,000円
100,001円~ 150,000円まで	6,000円				
150,001円~ 200,000円まで	8,000円				
200,001円~ 250,000円まで	10,000円	15,000円			
250,001円~ 300,000円まで	12,000円				
300,001円~ 350,000円まで	14,000円				
350,001円~ 400,000円まで	16,000円	20,000円			
400,001円~ 450,000円まで	18,000円	25,000円			
450,001円~ 500,000円まで	20,000円				
500,001円~ 550,000円まで	22,000円				
550,001円~ 600,000円まで	24,000円	30,000円			
	以降 50,000円増 すごとに 2,000 円ずつ加算	以降 100,000円 増すごとに 5,000円ずつ加 算			

(変更後)

融資金リボ残高	セゾンカード (第13条(2)①参照)			ゴールドカードセゾン、セゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード、セゾンゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード (第31条・第40条参照)			
	標準コース	ゆとりコース	長期コース	3万円コース	5万円コース	10万円コース	ゆとりコース
1~100,000円まで	10,000円	4,000円	4,000円	融資金リボ残高 600,000円までは 30,000円			4,000円
100,001円~150,000円まで		8,000円	6,000円				8,000円
150,001円~200,000円まで			8,000円				
200,001円~250,000円まで	15,000円	12,000円	10,000円				12,000円
250,001円~300,000円まで			12,000円				
300,001円~350,000円まで	20,000円	11,000円	14,000円		融資金リボ残高 1,000,000円までは 50,000円	融資金リボ残高 2,000,000円までは 100,000円	11,000円
350,001円~400,000円まで			16,000円				
400,001円~450,000円まで	25,000円	14,000円	18,000円				14,000円
450,001円~500,000円まで			20,000円				
500,001円~550,000円まで	30,000円	17,000円	22,000円				17,000円
550,001円~600,000円まで			24,000円				
	以降100,000円増すごとに5,000円ずつ加算	以降100,000円増すごとに3,000円ずつ加算	以降50,000円増すごとに2,000円ずつ加算	以降100,000円増すごとに5,000円ずつ加算	以降100,000円増すごとに5,000円ずつ加算	以降100,000円増すごとに5,000円ずつ加算	以降100,000円増すごとに3,000円ずつ加算

※利息は毎月のお支払額に含まれております。

※新たなお借入れ又は、お支払日前までにお支払をされた場合、次回のお支払日までの期間やご融資利率により、利息が上記表に記載の金額を超える場合がございます。この場合、利息を超えるまで、上記表に記載の金額に1,000円単位毎で加算した金額がお支払額となります。ただし、加算される金額の上限は5,000円までとします。

※月々のお支払額が算出表の該当お支払額に満たない場合には、全額となります。

※ゆとりコースについては、新たなカード利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。

※長期コースは当社が認めた場合に限り選択可能です。

■ショッピングでのリボ払いお支払いの一例

(変更前)

※ ご利用可能枠 20 万円・長期コース（実質年率 14.52%）でご利用の場合

ご購入(現金価格)	4/11 スーツ 60,000 円 (税込)		6/11 ブラウス 20,000 円 (税込)
お買物可能額	140,000 円	142,499 円	124,814 円
お支払残高	60,000 円	57,501 円	20,000 円
			55,186 円
お支払額(弁済金)	3,000 円	3,000 円	4000 円
手数料	$60,000 \text{ 円} \times 14.52\% \div 365 \text{ 日} \times 21 \text{ 日} = 501 \text{ 円}$	$57,501 \text{ 円} \times 14.52\% \div 365 \text{ 日} \times 10 \text{ 日} + 57,501 \text{ 円} \times 14.52\% \div 365 \text{ 日} \times 20 \text{ 日} = 685 \text{ 円}$	$55,186 \text{ 円} \times 14.52\% \div 365 \text{ 日} \times 10 \text{ 日} + (55,186 \text{ 円} + 20,000 \text{ 円}) \times 14.52\% \div 365 \text{ 日} \times 21 \text{ 日} = 847 \text{ 円}$
商品代金充当	$3,000 \text{ 円} - 501 \text{ 円} = 2,499 \text{ 円}$	$3,000 \text{ 円} - 685 \text{ 円} = 2,315 \text{ 円}$	$4,000 \text{ 円} - 847 \text{ 円} = 3,153 \text{ 円}$
お支払日	6/4	7/4	8/4

※手数料計算期間が通常年と違う年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は 365 日違う年は 366 日で計算します。

(変更後)

※ ご利用可能枠 20 万円・長期コース（実質年率 15.00%）でご利用の場合

ご購入(現金価格)	4/11 スーツ 60,000 円(税込) 6/11 ブラウス 20,000 円(税込)		
お買物可能額	140,000 円	142,384 円	124,675 円
お支払残高	60,000 円	57,616 円	20,000 円
			55,325 円
お支払額(弁済金)	3,000 円	3,000 円	4,000 円
リボ手数料	$60,000 \text{ 円} \times 15.0\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} = 616 \text{ 円}$	$57,616 \text{ 円} \times 15.0\% \div 365 \text{ 日} \times 10 \text{ 日} + 57,616 \text{ 円} \times 15.0\% \div 365 \text{ 日} \times 20 \text{ 日} = 709 \text{ 円}$	$55,325 \text{ 円} \div 365 \text{ 日} \times 10 \text{ 日} + 55,325 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 21 \text{ 日} = 704 \text{ 円}$ $20,000 \text{ 円} \times 15.0\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} = 205 \text{ 円}$ $704 \text{ 円} + 205 \text{ 円} = 909 \text{ 円}$
商品代金充当	$3,000 \text{ 円} - 616 \text{ 円} = 2,384 \text{ 円}$	$3,000 \text{ 円} - 709 \text{ 円} = 2,291 \text{ 円}$	$4,000 \text{ 円} - 909 \text{ 円} = 3,091 \text{ 円}$
お支払日	6/4	7/4	8/4

※手数料計算期間が通常年と違う年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は 365 日違う年は 366 日で計算します。

